

○竹原市建設工事入札執行要綱

令和2年7月30日告示第87号

竹原市建設工事入札執行要綱
竹原市建設工事入札執行規程（昭和59年竹原市告示第15号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 竹原市建設工事執行規則（平成9年竹原市規則第15号。以下「規則」という。）の適用を受ける建設工事の入札執行手続の実施については、この要綱の定めるところによる。
（入札執行者）

第2条 入札は、次に掲げる区分により入札執行者が執行するものとする。

入札執行者	左の入札執行者が不在（欠けた場合も含む。）の場合の入札執行代理者	
	第1順位	第2順位
建設工事の入札及び契約事務を所掌する課（以下「契約担当課」という。）の課長	契約担当課の主査，又は課長補佐で課長が指定する者	契約担当課の主務係長

（入札日程の変更及び入札の中止）

第3条 市長は、入札の日程を変更し、又は入札を中止してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- （1）天災地変があった場合
- （2）設計金額の違算又は仕様書等に重大な誤りがあった場合
- （3）その他市長が必要と認めた場合

2 入札執行者は、入札の日程を変更し、又は入札を中止したときは、その事由を記録しておかなければならない。

（調書等の保管）

第4条 入札執行者は、次の調書等を入札執行に必要な時期まで確実な方法で保管しなければならない。

- （1）最低制限価格制度における最低制限価格調書
- （2）低入札価格調査制度における低入札価格調査基準額調書
- （3）予定価格を事後公表とする場合の予定価格調書
- （4）指名競争入札による場合の指名業者名簿

（入開札手続）

第5条 入札執行者は、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（端末を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用して、入札参加希望の申請から落札決定までの手続（以下「入開札手続」という。）を処理するシステム（以下「電子入札システム」という。）によ

り、入札手続を行うものとする。

- 2 前項の電子入札システムによる入札手続の実施方法等は、別に定める。
- 3 入札執行者は、電子情報処理組織又は電子入札システムの障害等により電子入札システムを使用した入札手続ができないとき等やむを得ない場合は、次の順位により入札手続を行うことができる。
 - (1) 入札書の受付期間（受付開始日から提出期限までの間をいう。以下同じ。）を定め、入札に参加できる者から、書面の入札書を書留により郵送（入札保証金の納付を免除できる場合に限る。）又は持参させる方法（以下「期間入札」という。）
 - (2) 入札に参加できる者を一室に集め、書面の入札書を入札箱に投入させる方法（以下「期日入札」という。）
- 4 入札後に当該入札に参加する者に必要な資格を審査する方法（以下「一般競争入札（事後審査型）」という。）及び予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方法による場合は、期日入札は適用しない。

（期間入札）

第6条 入札執行者は、期間入札による場合は、入札書の提出先又は郵送先、入札書の受付期間、開札日時、開札場所等について入札公告又は指名通知書等に明示するものとする。

- 2 入札執行者は、郵便又は持参による入札書が受付期間内に到着したときは、その受付日時を封筒に記入し、厳重に保管しておかなければならない。
- 3 入札執行者は、郵便による入札書が受付期間より後に到着したときは、その受付日時を封筒に明記し、入札執行の日時より後に到達したため失格となった旨の文書を添えて入札者に返送するものとする。
- 4 入札執行者は、受付を開始する日時（以下「受付開始日時」という。）を定めた場合は、受付開始日時より前に郵便により到着した入札書は、受付開始日時まで受付を行わないものとし、持参した場合は受付しないものとする。

（期間入札における特例）

第7条 前条による期間入札の場合は、第10条第1項、第11条及び第13条の規定は適用しない。

（期日入札）

第8条 期日入札による場合、入札執行者は、入札者に入札書を提出させる場所（以下「入札室」という。）の選定に当たっては入札者が入札書を記入するのに適当な場所と配置を考慮しなければならない。

- 2 入札執行者は、開札日時、入札室等について入札公告又は指名通知書等に明示するものとする。
- 3 入札執行者は、入札室が狭少である場合は特に入札者間の席を離すようにしなければならない。

（期日入札における入札書の提出）

第9条 期日入札による入札書の提出は、入札事務に関係のない職員1名以上の立会の下に、施錠のできる入札箱に書面を投入させることによって行わせるものとする。

（入札者等の確認）

第10条 入札執行者は、入札を開始する前に、入札者の商号又は氏名を呼びあげて、出席の有無を確認するものとする。

- 2 入札執行者は、入札書の提出をする者が代理人であるときは、代理人の資格を確認するた

め入札書を提出させる前において当該代理権の存在を証する書面（以下「委任状」という。）を提出させなければならない。ただし、既に提出された委任状に有効期間の記載がある場合であって、当該有効期間が入札書の提出の時期を含むときは、この限りでない。

（内容の確認）

第11条 入札執行者は、入札書を提出させる前に当該入札に付そうとする事項の内容について疑義又は不明な点がないかどうかを再確認し、落札後において紛議を生ずることがないようにしなければならない。

（入札執行者の退出禁止）

第12条 入札執行者は、入札が完了するまでは入札室を離れてはならない。

（禁止事項）

第13条 入札執行者は、入札者が入札執行中に次の行為をすることを禁止しなければならない。

- （1）入札執行者が特に必要と認めた場合を除き、入札室から退室し、又は再入室すること。
- （2）入札室内で私語、放言等を行うこと。

2 入札室には、入札に必要な者以外を入室させてはならない。

（開札の立会等）

第14条 期日入札における開札は、入札者又は代理人が立会し、入札後速やかに行うものとする。

2 期間入札における開札は、受付期間以降の期日を定めて行うものとし、入札者又は代理人を任意で参加させて行うものとする。

（第3者による立会）

第15条 入札執行者は、開札に当たっては、入札事務に関係のない職員1名以上を立ち会わせなければならない。

（開札）

第16条 入札執行者は、予定価格を事前公表とし、最低制限価格を定めて入開札手続を行う場合で、開札の結果、いずれの入札金額も予定価格と最低制限価格の範囲内でないときは、「いずれも予定価格と最低制限価格の範囲内ではありません。」と宣言し、当該入札が終了した旨を告げるものとする。

2 入札執行者は、予定価格を事後公表とし、最低制限価格を定めて入開札手続を行う場合で、開札の結果、入札金額の全てが予定価格を超えるときは、「予算超過」と宣言し、最低入札金額を読み上げたうえ、再度入札に付するものとする。

3 入札執行者は、調査基準価格を定めて入開札手続を行う方法（以下「低入札価格調査制度」という。）による場合で、開札の結果、入札金額に調査基準価格を下回るものがあるときは、各入札者の入札金額を読み上げることなく、「地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、調査のうえ、後日落札決定をする。落札の決定をしたときは、通知又は連絡する。」と宣言し、当該開札を終了するものとする。

（落札とならないときの報告等）

第17条 入札執行者は、入札の結果落札となるべき者がいないときは、直ちに市長にその旨を報告して指示を受けなければならない。

（落札の決定）

第18条 入札執行者は、開札の結果落札となるべき者が1人あったときは、直ちに落札決定する旨を宣言してその落札金額及び落札者の商号又は氏名を公表し、当該入札が終了した旨を告げるものとする。

- 2 一般競争入札（事後審査型）による場合は、事後審査の結果をもって、落札者を決定し、全ての入札参加者に落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。
- 3 低入札価格調査制度による場合は、調査の結果をもって、落札者を決定し、全ての入札参加者に落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。

（くじ引き）

第19条 期間入札の開札期日において、落札、一般競争入札（事後審査型）の場合で事後審査対象又は低入札価格調査制度の場合で調査対象となるべき同価の入札をした者が代理人を出席させていたときは、入札執行者は、くじを引かせる前に委任状を提出させなければならない。ただし、既に提出された委任状に有効期間の記載がある場合であって、当該有効期間が当該開札期日を含むときは、この限りでない。

- 2 入札執行者は、期日入札の開札において、落札又は低入札価格調査制度の場合で調査対象となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者の商号又は氏名を呼んでこれにくじを引かせ、落札者又は調査対象の順位を定める。
- 3 期間入札及び期日入札の開札において、入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、第15条の規定によって当該開札に立ち会っている職員にくじを引かせるものとする。
- 4 くじ引きによって落札者が定まった場合は、前条の規定を準用する。

（入札結果等の公表）

第20条 市長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条の規定に基づき、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第7条に規定する入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を公表しなければならない。

- 2 前項の規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表の実施方法等については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年8月1日から施行する。